

資 料 提 供	
令和 5 年 6 月 2 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (前 田)
電 話	0857-26-7043

令和 5 年 6 月 定例県議会付議案

議案第 1 号 令和 5 年度鳥取県一般会計補正予算（第 1 号） ※物価高騰等緊急対策

議案第 2 号 同 鳥取県一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 号 同 鳥取県天神川流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第 1 号）

**議案第 6 号 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
（税務課）**

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

（概 要）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域における不動産取得税の課税免除の対象を、地域経済牽引事業の促進に関する基本計画の同意日から令和 7 年 3 月 31 日（現行 令和 5 年 3 月 31 日）までに対象施設を設置した者とする。

[公布施行]

**議案第 7 号 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立産業体育館の設置及び
管理に関する条例の一部を改正する条例（スポーツ課）**

スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県立米子産業体育館、米子市民体育館及び米子市営武道館を統合し、米子アリーナを設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

（概 要）

①鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

米子アリーナを米子市に設置する。

②鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正

指定管理者が鳥取県立米子産業体育館に係る業務を行う期間は、3 年間とする。

[規則で定める日から施行 ほか]

議案第 8号 鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例（緑豊かな自然課）→（まちづくり課）

県が設置する都市公園の一層の活用及び運営の効率化を図るため、都市公園の管理の原則を定めるとともに、東郷湖羽合臨海公園パークビジョンを踏まえた指定管理者管理公園の区分の見直し、指定管理者に行わせる業務の範囲の拡大等を行うものである。

（概要）

- ①都市公園の管理については、その有する多様な機能を最大限に発揮できるよう、それぞれの場所の特性に応じた効果的な管理運営方法により行うものとし、パーク P F I の積極的な活用等による多様な主体の参画を推進するものとする。
- ②鳥取県立東郷湖羽合臨海公園について管理区分を見直し、指定管理者に管理を行わせることができることとする。
- ③指定管理者に行わせる業務に、都市公園の設置目的の範囲内で設けられる仮設工作物に係る定型的な占用の許可及び物品販売等の行為の許可を加える。
- ④③の許可に係る占用又は行為に係る料金は、指定管理者にその収入として收受させることとする。
- ⑤パーク P F I による民間事業者の公募と併せて指定管理者の公募を行う指定管理者管理公園の管理の期間は、効果的なパーク P F I の実施に必要な期間として知事が定める期間とする。
- ⑥その他所要の規定の整備を行う。

[令和6年4月1日施行]

議案第 9号 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例 （住まいまちづくり課）→（まちづくり課）

宅地造成等規制法の一部が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）として一定規模以上の宅地造成等に関する盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積が規制されることとなったことに伴い、法の施行並びに本県における盛土及び切土の施工の適正化に関し必要な事項を定める等所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①特定盛土等規制区域内において行われる盛土その他の土地の形質の変更に関する工事の許可を要する規模の盛土等を定める。
- ②特定盛土等規制区域内において行われる土石の堆積に関する工事の許可を要する規模の土石の堆積を定める。
- ③宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において行われる盛土その他の土地の形質の変更等に関する工事に係る中間検査等を行う規模等を定める。
- ④宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内において行われる盛土その他の土地の形質の変更若しくは土石の堆積に関する工事については、県条例に基づく許可等の規定は適用しないものとする。
- ⑤宅地造成等に関する工事の許可等に係る手数料を定める。
- ⑥その他所要の規定の整備を行う。

[公布施行 ほか]

議案第 10号 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 （空港港湾課）→（交通政策課）

鳥取東京線の5便化が延長されることに伴い、鳥取東京線の航空機に係る着陸料の軽減期間を令和7年3月29日まで（現行 令和5年10月28日まで）に更新するものである。

[公布施行]

議案第11号 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）

勤務の特殊性についての状況に鑑み、警察職員に支給する特殊勤務手当について所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①職員が内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護の作業に従事したときの身辺警護手当を、1日につき1,150円（現行 640円）に引き上げる。
- ②職員が日没時から日出時までの間海上保安庁の船舶に乗り組み、外国船舶の警戒を行う作業のうち人事委員会が定めるものに従事したときの水上警戒業務手当の額は、通常額の1.5倍とする。

[公布施行]

議案第12号 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例（警察本部交通企画課）

道路交通法の一部が改正され、特定小型原動機付自転車運転者講習を実施することに伴い、当該講習について新たに手数料を徴収するものである。

（手数料の概要）

設定

区分	単位	金額
特定小型原動機付自転車運転者講習	1時間につき	2,000円

[公布施行]

議案第13号 鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例（警察本部交通規制課）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進を図るために設ける信号機の基準について、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車又は特定小型原動機付自転車及び自転車（現行 歩行者及び遠隔操作型小型車又は自転車）が道路を横断することができる間は、車両等の交通整理を行う信号機のいずれもが当該道路を通行できる信号を表示しないものとする。

[公布施行]

議案第14号 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（企業局経営企画課）

電気事業の用に供する発電施設について公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「運営権者」という。）が、当該公共施設等運営権の対象となる発電施設（以下「対象発電施設」という。）の運営等を適切に行うことができるよう所要の改正を行うものである。

（概要）

運営権者は、対象発電施設の運営等に必要であるときは、知事の承認を得て対象発電施設の最大出力を変更することができることとする。

[公布施行]

議案第15号 工事請負契約（国道181号（江府道路）トンネル工事（久連トンネル）（補助改良））の締結についての議決の一部変更について（道路建設課）

トンネル掘削にあたり、水力発電所の旧水路トンネルと交差する区間において空洞への充填や崩落対策が必要になったこと及びトンネル掘削面の地質が想定より脆弱な区間において崩落を防止するための掘削補助工法を追加したこと等に伴い、契約金額の変更を行うものである。

（変更内容）

契約金額：変更前 6,171,550,000円 → 変更後 6,299,986,000円（128,436,000円の増）

議案第16号 財産を無償で貸し付けること（鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎用地）について（西部総合事務所）

相手方：米子市
貸付財産：行政財産

所在地	種類	数量
米子市糶町一丁目151番ほか8筆	土地	1,742.52㎡のうち100分の43

貸付期間：令和5年10月1日から令和15年3月31日まで

無償貸付理由：鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎は県と米子市が合築したものであり、双方の行政サービスを提供する庁舎として使用するため、同市の庁舎持分に相当する用地を無償で貸し付けようとするものである。

議案第17号 財産を無償で貸し付けること（鳥取県学生寮用地）について（人権教育課）

相手方：公益財団法人鳥取県育英会
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
東京都世田谷区成城一丁目118番217	土地	1,259.77㎡

貸付期間：令和5年11月1日から令和10年10月31日まで

無償貸付理由：東京都内に設置する鳥取県男子学生寮の用に供するため、引き続き公益財団法人鳥取県育英会に無償で貸し付けようとするものである。

議案第18号 財産を無償で貸し付けること（（元）皆生温泉公園）についての議決の一部変更について（行財政改革推進課）

皆生プレイパーク運営委員会に対して、同委員会の活動の用に供する土地として、県有地の無償貸付を行っているところであるが、貸付土地の一部に鳥取県西部犬猫センターを整備するため、貸付面積を縮小するものである。

（変更の概要）

変更前			変更後		
種類	所在地	数量	種類	所在地	数量
土地	米子市皆生温泉三丁目1379番のうち一部ほか7筆	17,034.29㎡	土地	米子市皆生温泉三丁目1379番のうち一部ほか6筆	15,363.75㎡

**議案第19号 財産を無償で貸し付けること（鳥取砂丘こどもの国キャンプ場用地及び施設）についての
議決の一部変更について（子育て王国課）**

株式会社鳥取砂丘ムーンパークに対して、鳥取砂丘西側エリアに県及び鳥取市が所有する3施設を一体的に活用したキャンプ場運営事業を行うため、県有地及び施設の無償貸付を行う予定であったが、事業実施者が変更になったことに伴い、貸付の相手方及び貸付期間を変更するものである。

（変更の概要）

相手方：変更前 株式会社鳥取砂丘ムーンパーク

→ 変更後 株式会社ヤマタ鳥取砂丘ステーション

貸付期間：変更前 令和4年9月1日から令和14年8月31日まで

→ 変更後 令和5年8月1日から令和15年7月31日まで

議案第20号 財産を無償で譲渡すること（(元)西部やまと園）について（障がい福祉課）

相手方：南部町

譲渡財産：普通財産

所在地	種類	数量
西伯郡南部町阿賀字宮ノ谷 15番4 ほか 2筆	土地	6,930.89 m ²

無償譲渡理由：(元)西部やまと園の周辺の土地、通路及び水路等は、地域住民が利用するものであり、南部町が地域の実情に応じた管理を行うため、同町に無償で譲渡しようとするものである。

**議案第21号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立青谷かみじち史跡公園）について
（とっとり弥生の王国推進課）**

鳥取県立青谷かみじち史跡公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

指定管理者となる団体：青谷かみじち史跡公園スマイルTKパートナーズ（公募）

指定の期間：令和5年11月1日から令和11年3月31日まで

**議案第22号 鳥取県と米子市が共同で整備する体育館に係る事務の委託に関する規約を定める協議に
ついて（スポーツ課）**

県と米子市が共同で整備する体育館に係る事務の一部を県が同市に委託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第23号 鳥取県産業未来共創条例（立地戦略課等）

事業者、教育機関、行政その他の全ての関係者が、新型コロナウイルス感染症、原油価格及び物価の高騰、不安定な国際情勢等の様々な危機を突破し、産業の未来を創造するため、共に力を合わせて取り組むことができるよう、研究開発、生産性向上、事業承継、経営革新及び成長への投資等の各段階において、県内事業者等の活動を支援することにより、もって県内産業を再生させ、発展の軌道に乗せるため、条例を制定するものである。

（概要）

- ① 県は、予算の範囲内で、産業未来共創等事業（産業未来共創事業、先端的デジタル活用企業立地促進事業及び産業未来共創研究開発支援事業をいう。）を実施する者に対して、補助金を交付する。
- ② 県は、県内の産業の成長及び発展に向けた取組を事業者、教育機関、行政その他の関係者と連携し推進するものとする。
- ③ 県は、産業未来共創等事業を実施する者に対し補助金を交付し、及び②に規定する取組を推進するにあたり、鳥取県産業未来共創基金を有効に活用するものとする。

[公布施行]

議案第24号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事企画課、警察本部警務課）

新たな感染症の発生に対応するため、国の取扱いに準じて、防疫等業務手当の特例を新たに設けるとともに、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、同感染症に係る防疫等業務手当の特例を廃止するものである。

（概要）

① 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

ア 職員が、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく都道府県対策本部が設置されたもので人事委員会が定めるものに限る。）から県民の生命及び健康を保護するために行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。

イ アの手当の額は、業務に従事した日1日につき1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、当該職員の心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において人事委員会が定める額とする。

ウ 職員が、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって、人事委員会が定めるものに従事したときに支給する特殊勤務手当の特例を廃止する。

② 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

警察職員に支給する特殊勤務手当について、①と同様の改正を行う。

[公布施行]

議案第25号 鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（人事企画課）

地域が直面する経済、生活等における困難を突破し、地域の活力を再生し、「輝くふるさと鳥取」に向けたチャレンジを展開するため、政策戦略本部及び輝く鳥取創造本部を設置し、地域づくり推進部を地域社会振興部に、子育て・人財局を子ども家庭部に改組するとともに関係部局を再編するものである。

（概要）

- ①令和新时代創造本部及び交流人口拡大本部を廃止し、政策戦略本部及び輝く鳥取創造本部を設置する。
- ②政策戦略本部は、次の事務を所掌する。
 - ア 県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項
 - イ 行政運営の連絡調整に関する事項
 - ウ 広報に関する事項
 - エ 税務及び財政に関する事項
 - オ 議会との調整に関する事項
 - カ デジタル社会の推進に関する事項（総務部と共管）
- ③輝く鳥取創造本部は、次の事務を所掌する。
 - ア 人口減少対策に関する事項
 - イ 中山間地域の振興に関する事項
 - ウ 移住定住の促進及び関係人口の拡大に関する事項
 - エ 交通政策に関する事項
 - オ 空港の整備及び管理に関する事項
 - カ 観光の振興に関する事項
 - キ 国内交流及び国際交流の推進に関する事項
- ④危機管理局を危機管理部に、地域づくり推進部を地域社会振興部に、子育て・人財局を子ども家庭部に、会計管理局を会計管理部に改める。
- ⑤令和新时代創造本部から総務部に統計に関する事項を移管する。
- ⑥福祉保健部は、感染症対策に関する事項を所掌する。
- ⑦子ども家庭部は、障害児福祉に関する事項を所掌する。
- ⑧その他所要の規定の整備を行う。

[規則で定める日から施行]

議案第26号 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例（障がい福祉課、家庭支援課）

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費に係る被保険者等負担金について助成を行う市町村に交付する補助金の上限額を増額する等所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の医療費に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の2分の1に相当する経費の全額（現行 被保険者等負担金の額から一部負担金の額に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額が上限）を補助する。
- ②医療費が社会保険各法等の規定による医療に関する給付その他国又は地方公共団体の負担による給付の対象となる場合は、当該給付を市町村の助成に優先するものとする。
- ③その他所要の規定の整備を行う。

[令和6年4月1日施行 ほか]

報 告 事 項

報告第 1号 令和4年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 9件 繰越額 1, 219, 370千円

報告第 2号 令和4年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 286件 繰越額 43, 145, 939千円

報告第 3号 令和4年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について（財政課）

件 数 13件 繰越額 339, 665千円

報告第 4号 令和4年度鳥取県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 15, 632千円

報告第 5号 令和4年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 328, 450千円

報告第 6号 令和4年度鳥取県営電気事業会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 3件 繰越額 497, 806千円

報告第 7号 令和4年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 2件 繰越額 10, 880千円

報告第 8号 令和4年度鳥取県営工業用水道事業会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 1件 繰越額 132, 880千円

報告第 9号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和5年5月16日専決）（市町村課）

和解の相手方：東伯郡湯梨浜町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金97,416円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和5年2月20日、中部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を駐車場内に駐車し、運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の軽乗用自動車の前部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和5年5月16日専決）（県土総務課）

和解の相手方：米子市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 264,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年3月5日、西部総合事務所の職員が、公務のため普通特種自動車（患者輸送車）を運転中、方向転換をするため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が所有する建物の壁に衝突し、同壁面を破損させたものである。

(3) 損害賠償に係る和解について（令和5年5月16日専決）（県土総務課）

和解の相手方：米子市 企業

和解の要旨：和解の相手方及び県は、損害額を各自で負担するものとする。

事故の概要：令和4年10月27日、西部総合事務所日野振興センターの職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、和解の相手方所有の普通貨物自動車とすれ違う際に接触し、双方の車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和5年5月16日専決）（県土総務課）

和解の相手方：江府町

和解の要旨：県は、損害賠償金 503,800 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年12月25日、西部総合事務所日野振興センターの職員が、公務のため大型特殊自動車（除雪車）で除雪作業中、和解の相手方が設置するマンホールの蓋に接触し、同蓋を破損させたものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和5年5月16日専決）（県土総務課）

和解の相手方：日野郡江府町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 62,700 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年12月26日、西部総合事務所日野振興センターの職員が、公務のため大型特殊自動車（除雪車）で除雪作業中、投雪した雪が和解の相手方所有の建物のガラス戸に当たり、同ガラス戸を破損させたものである。

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和5年5月16日専決）（県土総務課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 388,113 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和5年1月28日、八頭県土整備事務所の職員が、公務のため大型特殊自動車（除雪車）で除雪作業中、投雪装置の向きを変えた際、同装置内に残っていた雪が落下し、後方から追い越そうとした和解の相手方所有の小型乗用自動車に当たり、同車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和5年5月16日専決）（道路企画課）

和解の相手方：島根県松江市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 3,492 円（県過失 6 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年8月21日、和解の相手方が、一般県道米子丸山線を軽乗用自動車で行行中、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和5年5月16日専決）（道路企画課）

和解の相手方：岩美郡岩美町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 28,468 円（県過失 8 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和5年1月20日、和解の相手方が、主要地方道岩美八東線を軽貨物自動車で行中、路肩から車道上に傾きはみ出していた視線誘導標に接触し、同車両が破損したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和5年5月16日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 岡山県真庭市 個人

乙 岡山県真庭市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 510,594 円（県過失 8 割）を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：令和5年2月27日、和解の相手方甲が、一般国道482号を和解の相手方乙所有の小型乗用自動車で行中、沿道の斜面から路上に落下していた石に乗り上げ、同車両が破損したものである。

(10) 工事請負契約（国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（石塚高架橋（A1～P5））（補助改良））の変更について（令和5年5月16日専決）（道路建設課）

設計に係る照査の結果、橋桁の鉄筋や鋼材量が増となったこと等に伴い、契約金額の変更を行うものである。

（変更内容）

契約金額：変更前 621,390,000 円 → 変更後 640,229,700 円（18,839,700 円の増）

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和5年5月19日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 77,340 円（県過失 5 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和2年1月10日、鳥取警察署の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、駐車場内で駐車枠に駐車しようとした際、同じ駐車枠に駐車しようとして進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和5年5月19日専決）（警察本部監察課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 240,000 円（県過失 8 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和4年10月27日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内の駐車枠から前進した際、同駐車場内の通路を走行していた和解の相手方使用の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(13) 鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例の一部を改正する条例（令和5年5月23日専決）（障がい福祉課）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同法の条項を改めるものである。

[公布施行]

(14) 損害賠償に係る和解について（令和5年5月23日専決）（農林水産政策課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：和解の相手方及び県は、損害額を各自で負担するものとする。

事故の概要：令和4年6月16日、東部農林事務所八頭事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、和解の相手方所有の普通貨物自動車とすれ違う際に接触し、双方の車両が破損したものである。

報告第10号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 3件